

令和3年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

令和3年2月10日（開会）

令和3年2月10日（閉会）

垂 水 市 議 会



## 第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2 月 1 0 日) (水曜日)

1. 開 会 .....	3
1. 開 議 .....	3
1. 会議録署名議員の指名 .....	3
1. 会期の決定 .....	3
1. 諸般の報告 .....	3
1. 報告第 1 号 上程 .....	8
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 1 号 上程 .....	1 1
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 閉 会 .....	1 4

令和3年第1回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
2	・10	水	本会議		開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案上程、説明、質疑、討論、表決、閉会	

2. 付議事件

件 名

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例）

議案第1号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第13号） 案

令和 3 年 第 1 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 令和 3 年 2 月 1 0 日



本会議第1号（2月10日）（水曜）

出席議員 13名

1番	新原 勇	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎
8番	感王寺 耕造		

欠席議員 1名

2番 森 武一

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会議務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	末松 博昭

令和3年2月10日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、池田みすず議員、持留良一議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月8日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を1日とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定しました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和2年11月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。12月議会後の議会に報告すべき主な事項について御報告いたします。

初めに、令和2年12月26日、本市初めての新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された件について御報告いたします。

最初に、感染された方々に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い御回復を願っております。

それでは、まず発生状況でございますが、令和2年12月26日、本市で初めて1名確認されて以来、2月9日現在、本市在住では68名の感染者が確認されております。

次に、感染者発生に伴う経過及び本市の対応についてでございますが、まず、本市1例目につきまして、鹿屋保健所からの報告を受けまして、その日に対策会議を開催し、感染者の報告と今後の市としての対応等について協議を行ったところであります。

会議終了後には鹿児島県と事前協議を行い、県発表前に、防災無線やFMたるみず放送を通じて、市民の皆様へ、初めての感染者が確認されたことと、過度に心配されることなく、これまでと同じ感染対策に引き続き努めていただくことをお願いをしたところでございます。

次に、令和2年12月28日に発生いたしました垂水中央病院職員の感染への対応でございますが、発表後、FMたるみず放送にて、垂水中央病院職員の感染報告と、市及び垂水中央病院のホームページに掲載し、周知を図ったところであります。

その後も、市民の方々に対しては、そのときの発生状況や周りへの影響を鑑みて、FMたるみず放送や防災無線等で国の情報の公表に係る基本指針に基づき、県発表の内容や感染者数及び濃厚接触者・接触者数並びに基本的な感染対策の実践などについて幾度となくお伝えをしているところであります。

あわせて、市内の医療・介護・福祉等の事業所に対しまして、感染が初めて確認された令和2年12月26日以降、3回にわたり感染拡大防止等の徹底について通知を行っております。

次に、本年1月20日の鹿児島県が認定した介護老人保健施設コスモス苑でのクラスター関連について御報告いたします。

市外の方も含めた感染者につきましては、2月9日現在、入所者42名、職員17名、その御親族等3名の計62名の感染が確認されております。

次に、この一連の経過につきまして申し上げます。

1月18日、施設入所者の90歳以上の女性お一人の方が、発熱症状や体内の酸素濃度の低下が見られたことから、昨年、市で購入したPCR検査機器を使って直ちに行政検査を行った結果、陽性が確認されたところでございます。

コスモス苑におきましては、一昨年の令和元年12月から、季節性インフルエンザの感染防止のため外部との面会を禁止し、さらに昨年の令和2年3月からは新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から面会制限を行うなど、対策を講じてこられたところであります。

このような中、入所者に感染が発生したことから、施設内に感染が拡大している可能性があったため、保健所と協議を行い、入所感染者の濃厚接触者や接触者の調査を行う前に、入所者全員の77名、全ての職員96名、計173名を行政検査対象とし、翌19日に全員の検体採取を行い、PCR検査の結果、入所者27名、職員10名の計37名の陽性が確認をされたところでございます。

また、その後におきましても、入所者14名、職員2名の計16名の感染が確認されたため、ウイルスが潜伏して無症状者がいる可能性が懸念されたため、入所している全員の36名と職員全員の84名の計120名に対し2度目の定期検査を行い、その結果、入所者1名、職員3名の計4名の陽性が確認されました。

その後、2月3日にも、入所者34名、職員81名の計115名の方々に3度目となる定期検査を行い、その結果、職員2名と新たに職員の親族1名と合わせて計3名の感染が確認されました。

また、昨日2月9日に、4回目となる定期検査を全入所者33名、回復者を除く全職員69名、計102名に行った結果、全員陰性となったところでございます。

この感染症は、感染してから発症までの潜伏期間が約14日間と言われており、この方々につきましては、クラスターが認定された1月20日以前に全員既に感染していたと思われまことから、関係者以外への広がりにくいように、スクリーニング検査として、完全終息に向けて、感染症の専門家による指導に従って定期的な検査も行い、状況把握に努め、感染拡大防止策を講じてきているところでございます。

また、同時に、コスモス苑といたしましては、発生後、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、通所サービスは当面の間中止にするとともに、入所スタッフ間の感染が確認された場合、スタッフ不足となりますことから、通所スタッフの職員は入所スタッフへの応援態勢を取ることを決定したところでございます。

次に、クラスター関係についての本市の対応でございますが、発生後、対策本部会議を開催した後、コスモス苑は公立施設であること、また多数の陽性者が発生しましたことから、市民の皆様への不安やその影響を鑑み、公表することとし、市民への周知と報道機関への対応を指示したところでございます。

その後、FMたるみず放送にて、市民の皆様に向けて、感染者の発生報告と、感染拡大防止のため、コスモス苑の職員、入所者全員に対してPCR検査を実施することと、市として早急に必要な対策を取ることや、市民の皆様におきましては過度に心配されることなく、感染対策はこれまでと同じ対策を引き続き努めていただ

くことをお伝えしたところでございます。

市民の皆様からは、タイムリーな情報が発信されていることで不安の解消につながるとの声が届いております。今後も必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

さらに、今回のクラスター発生を受け、翌日には、市内の全ての介護事業所に対し、必ず職員の健康観察等の記録をし、体調の変化が少しでもあった場合には休ませるか、シフトの変更や病院受診をさせるなどの配慮をしていただくことや、利用者等については、施設に入る前の健康チェックを必ず確実にを行い、体調が少しでも悪い人がいた場合には病院受診をさせるなど、感染対策の再徹底について通知をしたところでございます。

また、この新型コロナ関連については、市報2月号に特集をして詳しく掲載し、さらに2月初旬には、市民の皆様が特に不安に感じておられることや、疑問に思っておられることに特化したチラシを作成し、全戸に配布したところでございます。

なお、今回の感染症におきまして、感染者や御家族、医療・介護従事者に対して差別や偏見、風評被害が報告されております。その被害を避けるため、市民の皆様方にお知らせできる情報は限られておりますが、少しでも不安を解消するため、今後も最新の情報は、その都度発信してまいりたいと考えております。

次に、今回のクラスター発生に伴い、感染拡大を最小限に食い止め、今後もサービスを継続させるため、1月20日に、鹿児島県をはじめとする県医師会、鹿屋市医師会、肝属郡医師会、県老人保健施設協会、県看護協会等のメンバーにより県新型コロナ感染症チームが垂水中央病院内に設置されましたので御報告いたします。

このチームで検討なされ、対応がなされた内容でございますが、応急対策の初動期では、感

染者や濃厚接触者の特定や、感染者の搬送の調整及び施設における汚染されている区域と汚染をされていない区域を区分けするゾーニングの決定に関して指導をいただきました。

また、発生要因の疫学調査の方法などについてや、入所施設という特性から、サービスを継続させるための事業所の人員体制と職員の配置の在り方、さらには職員のメンタルケアや応援職員の調整などに関して、チームの調整会議において検討がなされたところでございます。

この感染症チームにおいて、施設内におけるゾーニングの区分けがなされたり、施設職員に対し感染防護指導が行われたことにより、入所の介助等が継続して行うことができたと考えております。

しかし、常に感染のリスクを抱えていることには変わりなく、職員のストレスは高ストレス状態にあるため、1月25日から27日まで、鹿児島県から精神科認定看護師を1名派遣していただき、職員のメンタルケアに努めていただいたところでございます。

このほか、県看護協会の御協力の下、これまで医療機関から延べ4名の看護師と、県内の老人保健施設からも2名の介護福祉士を派遣していただいているところでございます。

なお、市といたしましては、それぞれ派遣された方々に対し、宿泊施設の提供を行っております。

また、コスモス苑職員においては、家族への感染リスクや風評被害等を避けるため、宿泊施設の提供を行ったところでございます。

今回、クラスター発生後、直ちに支援チームを設置していただき御支援を賜っております県当局をはじめ、関係機関の皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。

このほか、クラスターの終息を見据えて、感染症指定病院からの退院受入れや退院支援を行う態勢について、垂水中央病院を中心に地域包

括支援センターとも連携し、協議・調整が行われております。併せて、コスモス苑の通所サービスも当面の間、休止とさせていただきますことから、サービスを利用できないことによる機能低下等を防ぐため、利用者に対し、サービスの代替について、地域包括支援センターを中心に、担当する居宅介護事業所と調整を行っているところでございます。

次に、垂水中央病院の対応についてでございますが、コスモス苑のさらなる感染拡大を防止する措置として、受け入れた入所者の方々のケアを行ったため、中央病院の診療スタッフの数に限りがありますことから、新たな入院、救急患者や夜間急病の受入れを約2週間休止しておりましたが、2月4日の午後から再開している状況でございます。

次に、補正予算についてでございますが、本日の第1回臨時会におきまして、これまで行政検査とならないPCR検査、いわゆる自費検査に係る費用につきましては、助成する補正予算を上程させていただいておりますので御審議いただきたいと思っております。

今回、費用の助成を検討した理由といたしましては、昨年末から感染が少しずつ広がる中で、クラスターという特異的な状況が発生し、市民の皆様への不安が大きいことや、クラスターの発生に伴い、行政検査だけでは感染者が発見できず、感染が拡大する可能性も否めないことなどの理由からでございます。

助成の対象者は、感染の不安を抱えている市民の皆様や、市内の産業を支えていただいている市内事業所に勤務しておられます市外の方を対象にしたいと考えております。

また、昨年、市で購入させていただきましたPCR検査機器につきましては、検査時間が約45分と短いこと、そのことで感染者やその対応に当たる関係者への感染リスクが低いこと、検査員が検体に直接触れないため、感染リスクの

ない機器であることなどのメリットや、WHOが推奨しているなどのことから選定したところであります。

しかしながら、この機器は、日本のみならず全世界で需要が高く、検査をするための検査試薬キットの入手できる本数が一月30検体と限られておりますことから、今回のクラスター発生に伴い、検査数の課題が浮き彫りになったところでございます。

その課題を解消するため、現在、採取された検体の検査のみを行っていただいている指定管理者側の会計で、既定予算の中において、今後、検査試薬がしっかりと確保できる検査機器を新たに購入することとし、選定作業を進めているところでございます。

また、今後、開始されます新型コロナウイルスワクチン接種に向けての予算も併せて上程させていただいておりますので、この後、御審議いただきたいと思っております。

なお、ワクチン接種を円滑に進めるため、2月8日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策係を新設したところでございます。さらに、このほか新型コロナの影響により事業収入が落ち込んでおります市内の飲食店への支援につきましては、別途3月補正に上程させていただいたところでございます。

次に、福祉課関係でございますが、市内の保育所等におきましては、保育対策総合支援補助金を活用して、施設が必要な備品や機器等を購入する事業が完了したところでございます。現在は、保育所等に加えて、児童クラブや子育て支援センターにおいても、感染拡大防止事業及び感染症緊急包括支援事業により施設の環境整備に取り組んでおり、子供たちを守るためにさらなる新型コロナウイルス感染対策に努めているところでございます。

施設の状況につきましては、子育て支援センターにおきまして、1月25日から、ファミリー

サポート事業や相談業務を除く通常の利用を2月7日まで閉館しておりましたが、8日から再開したところでございます。

また、老人憩の家につきましては、1月20日から休館としておりましたが、同様に2月8日から再開したところでございます。

次に、市役所での感染予防対策についてでございますが、市役所へは不特定多数の来訪がありますことから、住民対応窓口等につきましては、これまでも窓口に消毒液や飛沫感染防止用パネルを設置し、定期的な消毒作業を実施してまいりましたが、市内での感染者急増を踏まえ、定期的な消毒作業に加え、可能な限り来庁者ごとに消毒を実施するなど、より一層感染予防の徹底に努めてまいります。

また、職員間の感染防止対策につきましても、令和3年1月13日付で、改めて、新型コロナウイルス感染症への対応についてとして職員の行動指針を発出しております。

主な内容といたしましては、基本的な感染予防対策を図ることのほか、県外との往来は原則禁止とし、ウェブ会議や文書のやり取り等の代替手段の実施に努めることや、職員及び家族の感染が疑われる場合、出勤を控えること、ローテーション勤務、時差出勤を特例的に導入することなど、職場内での蔓延防止を図る取組も行っております。今後も職員の健康管理については細心の注意を図り、市民生活に影響が出ないような職場での対応策に努めてまいりたいと考えております。

次に、税務課関係について報告いたします。

現在、税務課市民税係が、1月27日より3月2日まで、令和3年度市県民税等の申告相談を実施しておりますが、所得税の確定申告につきましても受付をしているところでございます。申告会場におきましては、市職員及び来場者の検温を実施するとともに、消毒、マスク着用の徹底を図り、飛沫感染対策として対面アクリル

板の設置などの対策を講じております。

また、来場者の待合につきましては、3密にならないよう配慮するとともに、可能な限り自家用車等でお待ちいただくなど市民の皆様に御協力をいただくことで、安心安全な申告相談が実施できるよう、新型コロナウイルス感染症予防対策に努めながら実施しているところでございます。

次に、学校教育関係でございますが、現在、市内全ての学校で児童生徒や職員が新型コロナウイルスに感染した事例は発生しておらず、登校前の体温チェックや、3密を避け換気を行うなど、感染症対策のより一層の徹底を図りながら、通常どおりの授業を実施しております。

その中で、児童生徒が濃厚接触者等に特定され、学校を休まざるを得なくなった場合の学びの保障について、教育委員会で各学校に対して、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、感染防止対策を十分に考慮した上で、教師が電話等で児童生徒の学習状況を把握しているところでございます。その上で、適切な家庭学習の取組への指示や学習課題を送付するなど、学習支援を行っております。

また、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で補充指導を行うとともに、各学校は児童生徒の状況に応じて組織的に対応するなど、学びの保障に努めているところでございます。

さらに、児童生徒の心身のケアにつきましては、各学校で担任や養護教諭等を中心として実施する教育相談体制をさらに充実させるとともに、定期的に派遣しているスクールカウンセラー事業を活用いたしまして、必要に応じて緊急に派遣する体制を整えております。

なお、気になる児童生徒や家庭への対応といたしましては、関係各課と連携するとともに、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や、電話等による相談活動を継続して実施しており

ます。

次に、社会教育課関係について御報告いたします。

1月5日に開催予定でありました令和3年成人式につきましては、開催に向け準備を進めておりましたが、全国で新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ、県内におきましても日々感染が拡大していることなどを受け、参加を楽しみにされていた新成人の方々をはじめ、御家族の皆様のお気持ちも考え、ぎりぎりまで開催の可能性を探っておりましたが、やむなく延期することを決定させていただきました。成人式の式典開催予定でありました1月5日には、新成人の皆様へ式典延期のお知らせと二十歳のお祝いを、ホームページを通じて、市長メッセージとして動画でお伝えしたところでございます。

なお、延期による成人式の新たな期日につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、今後、実行委員会の皆様と協議の上、決定したいと考えております。

また、自主文化事業の落語会につきましては、2月21日に開催する予定で周知・広報してまいりましたが、市民の皆様の生命と健康、安全を第一に考え、中止の判断をさせていただきました。

なお、社会教育・体育施設につきましては、2月7日まで閉鎖しておりましたが、2月8日から利用を再開したところでございます。

なお、消防関係でございますが、新型コロナウイルス感染患者の救急搬送につきまして、万全の対策を行った上で、懸命にその役割を果たしていただいているところでございます。

最後に、本市におきましては、幸いにして現在、感染が落ち着いてきている状況でございますが、緊急事態宣言が10都府県で延長され、県内や肝属管内の状況においても感染が拡大している状況を鑑みますと、今後もいっどこで新た

な感染者が発生してもおかしくない状況には変わりございませんので、今後も引き続き市民の皆様へ感染対策をお願いするとともに、お伝えできる情報はしっかりと正確にお伝えして、市としてもいろいろな対策を講じ、市民の皆様の安全と安心に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号上程

○議長（篠原静則） 日程第4、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告を求めます。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。

報告第1号垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和2年12月26日、垂水市民に初めて新型コロナウイルス感染が確認されたため、市民等の生命及び健康を保護するために行われる措置に係る作業に職員が従事する場合、困難性や精神的緊張、職員の感染のリスクが考えられることから、令和2年12月28日に垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回の改正の内容でございますが、新型コロナウイルス対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置するために条例を改正するものでございます。

附則第4項として、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、市長が定める作業に従事したときは防疫手当の特例を支給し、第5項として、その手当の額は作業に従

事した日、1日につき4,000円以内とするものでございます。

なお、改正附則につきましては、この条例は令和2年12月28日から施行し、改正後の垂水市職員特殊勤務手当支給条例附則第4項及び第5項の規定は令和2年12月26日から適用するものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（篠原静則）** ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○持留良一議員** 必要な対策だというふうに思います。この間、いろいろな形でこの問題がクローズアップされて、問題点も出てきたのかなと思うのですが。

若干、質問したいのですけども、この4,000円以内という線は、他市町村等も含めて同じような範囲なのか。それとも、4,000円以内というこの根拠についてお聞きしたいと思います。

もう一つは、職員のみなのか、例えば会計年度任用職員も適用になる内容なのか、そこのところ。というのは、状況によっては会計年度任用職員も現場に体制的に取るという可能性がないとは言えない事態が発生するかと思うのですが、この点について教えていただきたいと思います。

あと、この特殊勤務手当支給条例の第11条、消防職員の特殊勤務手当というのがここにあるのですけども、これとの関係は、ダブルで出るのか、それともそこところに組み込まれる内容なのか。この辺りについて、若干分からなかったものですから、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと、あと最後の公務災害の関係でいくと、例えば、この結果によって死亡するということもないとは言えない部分も出てくると思うのですが、そうなってきたときのこの公務災害との

関係では、職員、例えばさっき言った会計年度任用職員も対応する中身になっていくのか、この点についてはどうなのか。この点について、質疑したいと思います。

**○総務課長（和泉洋一）** 4点ほど質問があったと思いますが、まず1点目のこの4,000円以内の根拠といたしましては、人事院のほうで、今般の新型コロナウイルス感染症蔓延に関して、昨年の春に4,000円以内という支給の根拠について示しております。

職員のみが対象か、会計年度任用職員も対象になるかにつきましては、基本的に今回の業務につきましては、本市のほうで想定している業務というものが、消防職員の救急搬送業務、それと保健師の業務の中で検体採取等の業務が想定されるというふうには考えておりますが、基本的には消防職員の救急搬送ということが中心になるものと考えておりますので、会計年度任用職員への適用というものは、今のところは想定をいたしておりません。

それから、現在の特殊勤務手当支給条例11条との関係でございますが、防疫手当につきましては、第4条の中で防疫手当の額を、作業に従事した日、1日につき150円というふうに定めておまして、この部分について4,000円以内の防疫手当の特例というものを支給するものでございまして、11条とは直接影響しないものというふうに考えております。

それと、4点目の公務災害との関係につきましては、当然、感染症、業務により感染された場合において公務災害の適用をされるものというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（篠原静則）** ほかに質疑ありませんか。

**○北方貞明議員** この手当額なのですけれども、作業に従事した日、1日につき4,000円以内と書いてありますけども、1日とは24時間を示すものか。

そしてまた、この1日以内で、半日だったらこれを時間割りで計算されるのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○総務課長（和泉洋一） 日額というような考え方でございますので、時間等について特段の定めがないものでございまして、1日につき4,000円以内というような定めでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 分かりました。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。

○新原 勇議員 この手当ですけど、消防の方、一生懸命やられているのですけども。人事院のほうで確かに出ているのですけども、その中では、ちゃんと作業1日当たり3,000円、それと患者または疑いのある者を直接指導した場合とか、長時間にわたり接している場合は4,000円とか書いてあるのですけども、そこまで含めて4,000円以内という感じでされているのか。その文言はなくてもよろしいのか。

○総務課長（和泉洋一） この4,000円以内の取扱いに関しましては、取扱要領を定めておりまして、特に消防職員が感染された患者さんを搬送する作業に従事した場合は3,000円というふうに要領の中で定めております。

その他、保健師が必要な疫学的な調査をした場合、これは聞き取りの調査だというふうに認識しております。それと、検体を採取して感染の有無を調べる調査に従事した場合、ただ、この場合は一応1,000円という形で取決めをしておりますが、保健師については、今申し上げました疫学調査等の業務は主に保健所の保健師さんがされる業務というふうに伺っておりますので、市の職員が従事する可能性は低いのではないかと今このところは想定をしているところです。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○堀内貴志議員 すいません、遅くに手を挙げまして。

一点だけちょっと確認しますが、これ、施行が12月26日ということになってはいますけども、多分、垂水市で第1号が確認されてからのことだと思います。この該当する人、ここに書いてあることは、市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、かつ市長が定めるものに従事したときと。その都度、その都度、ケースはいろいろあると思うのですけど。

これを見ると、26日、第1号が確認されてからということになると、陽性が確認された人の取扱いというふうな考え方で捉えるのですけど。だけど、これまで限りなく陽性に近い状況があって、調べてみたら陽性でなかったということもあり得るわけです。あったわけです。今後の対応については、そういう疑いの限りなくある人の取扱いをした職員に対しても支給されるのか。それは市長の判断だと思いますけど、その点だけ、1点確認したいと思います。

○総務課長（和泉洋一） ただいま議員から御指摘がありましたとおり、この条例改正については、12月26日、本市において第1号の感染者が確認された時点からの適用ということでさせていただいております。つまり、この特殊勤務手当が適用されるというのは、感染者に直接そのような措置を講じた場合ということで考えておりますので、疑いの場合には適用はされないというふうに想定をした条例改正でございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 1つ確認です。例えばの話、消防隊、感染の疑いがあるということで防護服を着て出動するときがありますよね。やっぱり個人の身体の危機、十分にあると思うのですけども、そういったときに防護服を着て対応したけれども、結果陽性ではなかったというときには支給されないということなのか、その点だけ。

○総務課長（和泉洋一） 御指摘のとおりでございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。  
[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
報告第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。  
これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。  
よって、報告第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
お諮りいたします。  
報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。  
よって、報告第1号は承認することに決定しました。

△議案第1号上程

○議長（篠原静則） 日程第5、議案第1号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第13号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。  
議案第1号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第13号）案について御説明申し上げます。  
今回の主な補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な経費及び市民等を対象としたPCR検査費用等の一部助成について必要な経費を増額補正するものでございます。

今回、歳入歳出とも8,833万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は147億8,144万2,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

7ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の報酬及び共済費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る会計年度任用職員に要する経費でございます。

報償費は、集団接種時の予診票記入介助に係る看護師への謝金でございます。

旅費につきましては、看護師及び会計年度任用職員に係る費用弁償、職員の普通旅費でございます。

需用費は、ワクチン接種に係るクーポン券発行に要する経費等でございます。

役務費は、クーポン券等の発送等に要する経費でございます。

委託料中、行政事務委託は、ワクチン接種料金ほかワクチン接種予約管理事務委託、国保連事務手数料等に要する経費でございます。

健康診査等医事業務委託は、新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱えているにも関わらず、行政検査の対象とならなかった市民を対象としてPCR検査費用等の一部を助成するもので、市内医療機関において検査を受ける場合の経費でございます。

使用料及び賃借料は、ワクチン接種後に経過観察を行うためのスペースを確保するための家屋借上料等でございます。

備品購入費は、ワクチン接種記録を入力するためのパソコン等の購入に要する経費でございます。

負担金、補助及び交付金は、本市の産業を支えている市内事業所に勤務する者を対象とするもので、市外からの通勤者がPCR検査等を受けた際に、その検査費用を事業所が補助する場合に、その事業所に対して補助を行うものでございます。

扶助費は、市民が市外医療機関において検査を受けた場合に、検査費用の一部を助成するものでございます。

これにより、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う費用が8,365万円で、PCR検査費用等の助成等に係る費用が408万円となります。

なお、ただいま御説明申し上げました4款の各経費につきましては、令和3年度予算への繰越しを予定している経費も含まれております。

次に、9款消防費1項消防費1日常備消防費の職員手当等は、先ほど報告第1号で御報告いたしました垂水市職員特殊勤務手当支給条例に係るもので、救急隊員等が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫手当の特例に該当する防疫手当に要する経費でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、4ページの事項別明細書の総括表及び6ページの歳入明細にお示ししてありますように、普通交付税、国庫支出金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（篠原静則）** ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集をお願いいたします。

午前10時48分休憩

午前11時15分開議

**○議長（篠原静則）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○持留良一議員** 日夜奮闘、大変な御苦労されている職員の皆さんには心から敬意を表したいと思えます。ぜひ健康に留意して、この状況を乗り切っていただきたいというふうに思えます。

そういう中、先ほど説明もあって、大体の流れ、枠は、新たにまた、この前の説明よりもっと中身が分かってきたというふうに思うのですが、そういう中で、1つは、今、準備段階だと思うのですが、この関係での問題と認識についてお聞きしたいのですが。例えば今朝の新聞でも、注射器の問題で6名だったのが5名だとかいうことと、昨日の南日本新聞では方針ぶれ、情報不足ということで、自治体においても様々ワクチンに関しては難題があるということが出てきているのですが、そういう中で皆さんも本当に進めていかなければならないというのがあるのですが。

1つは、そういう中で、今、この段階の中で何よりも大事なのは、住民の皆さんが判断できる材料を提供していただく。するかしないかは、もう個人の判断なのですが、そのためにやっぱりそういう安全性、有効性、きちんと提供できなければ判断できないと思うのですが。この点で、そういう情報の対応の仕方、そして市民への周知徹底、この辺りについては、先ほど出ましたけども、改めてこういう状況の中、どんなふうにされていくのかということと、あと、相談体制、窓口ということなのですが。先ほど、課を、係でしたかね、設置していくということがありましたけども、来られない方もいらっしゃる。東申良とか鹿屋ではコールセンターをつくっていくというような形で、そういう問題を解消していくという議論もされたみたいなのですが。そういうことについては、まず、この準備段階での問題意識と認識について、どう現状で把握しておられるのか。そして、克

服していく体制はどうされていくのか、この点をお聞きしたいということと、また、あと一方では、推進していく段階での課題や対策ということで、先ほど言われた、集団接種方法だとかもしくは短期間で多くの人に接種するという形でその問題を対応していくということでしたけれども、場所や体制の問題も確保できるというような見込み、医師会の協力もできるということがあったんですかね。

そういう中で、例えばかかりつけ医が市外の方だったりとか、もう一つは引っ越しや家庭内暴力等で住民票と住所が異なる場合のケース、それから障害者等への対応、出稼ぎや単身赴任者への対応というのは、たしか住所のあるところで接種ができるというのは聞いていたのですが、推進していく段階での課題や対策、要は短期間で多くの人に接種しなければならない。この点について問題、課題はどんなふうに克服されていくのか、その点についてお聞きしたいということと、あと接種後の問題。これもやっぱりきちんとした体制がつくっていきける、また検討を進めておられると思うのですが、その辺りをぜひ明らかにしていただきたいと思うのですが、この点についての質疑をしたいと思えます。

**○保健課長（草野浩一）** まず、1点目の市民の皆様が判断できる情報につきましてですが、御承知のとおり、一番最初にワクチンが供給されるのがファイザー社のワクチンというふうに言われておりますが、そのファイザー社の承認が、今のところ、新聞報道等の情報によりますと2月の15日か16日、早くてということで情報が来ておりますが、市のほうにもその情報は来ておるのですが、中身についての情報がまだ来ておりませんので、今時点で市民の方々に情報が提供できる状態ではございません。

ですので、その情報が入り次第、市民の方々に、先ほども全協で説明したとおり、いち早く

提供できる体制を整えて周知・広報に努めてまいりたいと考えております。

2番目に、その相談体制でございますが、そういった情報が入り次第、こういった形で市民の方々に相談窓口ができるのかということを考えておまして、本市におきましても、他市と同様にコールセンター等を立ち上げて、そういった対応ができるようにというふうに考えているところでございます。

次に3点目の、かかりつけ医の問題、市外の場合のかかりつけ医、また障害者やDV等の課題等につきましては、原則、住民票のある市という形で接種をするというふうになっておりますが、国のほうもそういった問題点については把握をしているようでございますので、今後、具体的なQ&Aの形で、こういった対応をするというのが国から示されるものと思っておりますので、その示された形に沿って対応していきたいと考えているところでございます。

次に4点目の、接種後の対応でございますが、当然、先ほども言ったとおり、副反応の部分が出てきておりますので、接種後15分から30分の間、経過観察という形で、接種した場所で待機をしていただく形になります。当然、1日当たりの接種の回数が多くなりますので、また別途、そういった経過観察をする場所を設けていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった部分も含めて借上げなんかの部分を考えている、場所の借上げですね。プレハブ等の待機場所とする借上げ等を、場所も検討しているところでございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** 次の質疑はちょっと総合的になりますけれども、そういう中で、医師会との関係、それから看護師の派遣だとか含めてあるのですが、そうしていくと、やっぱり現場である保健課の体制の問題なのですが、今の現時点では何名強化されたのか分かりませんが

も、そういう中で、想定し得る、他市町村と同規模の、そういう中で、この今の体制関係で機能していくのか。当然、一緒になって今度はPCR検査の問題もあるし、当然、発生した場合の対応の問題もあると思うのですが。こういう現状の中で、そのことがきちんとやれていける体制を想定した形での内容なのかどうなのか、この点についてはどうなのですか。

○保健課長（草野浩一） 先ほどもありましたとおり、まず、係としましては、係長をはじめ2人専任という形で職員体制をつくっております。併せて、健康増進係のほうを兼務させた7名の方が係に対して対応する形になっております。

接種に当たりまして、当然、この人数だけでは対応ができないものと考えておりますので、これに関しましては、市の大きな1事業というふうを考えておりますので、総務課とも協議をしまして、全職員の対応でできる体制にしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和3年第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員